

議案第41号

室戸市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び室戸市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和 3年 3月23日

提出者	室戸市議会議員	濱口太作
賛成者	//	小椋利廣
//	//	久保八太雄
//	//	亀井賢夫
//	//	山本賢誓
//	//	脇本健樹
//	//	竹中真智子
//	//	田淵信量
//	//	河本竜二
//	//	町田又一
//	//	竹中多津美

室戸市議会議長 堺 喜久美 様

## 室戸市議会委員会条例の一部を改正する条例

室戸市議会委員会条例（昭和43年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中

「企画財政課の所管に関する事項」を「まちづくり推進課の所管に関する事項  
財政課の所管に関する事項」に、

「人権啓発課の所管に関する事項  
債権管理課の所管に関する事項」を「人権啓発課の所管に関する事項」に  
改める。

第3条第1項中「翌年」を「翌々年」に改める。

第29条第1項及び第2項中「押印」を「記名押印」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。